

(松山市)

# 市内商店街への出店を ご検討中の皆様へ

## 最大100万円の奨励金を給付します

松山市商店街出店奨励金



### <事業目的>

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加した商店街の空き店舗率の改善を目的に、対象となる空き店舗を賃貸し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始する事業者に対して奨励金を給付し、支援します。

### <主な給付要件>

#### □ 松山市内の商店街等の空き店舗を賃借していること

※「空き店舗」とは、商店街等の街区内に所在し、店舗として賃借できる状況ながら、商業活動が行われていない店舗等

※「賃借」とは、申請者と空き店舗所有者等との間で、賃貸借契約等（転貸借契約を含む）を締結することをいう。ただし、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。

#### □ 上記空き店舗を使用し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始していること

※営業を開始する見込みがあると委員長が認めた場合も可とする。

#### □ 出店する商店街等に所在する商店街組合に加入していること

#### □ 「松山しごと創造センター」で経営相談を受けていること

詳細は、募集要領をご確認ください。

### <給付額の算定式>

$$\begin{array}{l} \text{給付額} = \left( \begin{array}{l} \text{月額賃借料} \times \frac{1}{2} \text{以内} \\ \text{(給付対象経費)} \quad \text{(給付率)} \end{array} \right) \times \text{2ヶ月分} \\ \text{1,000円未満} \\ \text{切り捨て} \end{array}$$

月額賃借料の1/2以内（上限50万円）

## < 手続きの流れ >

申請

① 松山市ホームページへアクセス！

松山市商店街出店奨励金

検索



② 募集要領等で給付要件をチェック！

③ 申請書類(様式)をホームページよりダウンロード！

✓ Word・Excelが使用できる環境をご準備ください。

④ 申請書類を作成



申請書類

✓ 「商店街組合員であることの証明書(様式第3号)」は、商店街組織等で証明を受けてください。

✓ 「経営相談を受けていることの証明書(様式第4号)」は、松山しごと創造センターで証明を受けてください。  
(要事前予約)

提出(メールor郵送or窓口)

✓ 申請期間は、令和6年1月4日(木)から令和6年3月29日(金)まで

✓ 担当者が申請内容を審査し、問題なければ、『給付決定』

請求 ⑤ 請求書 + 2ヶ月分の賃料を支払ったことが分かる書類 等

提出(メールor郵送or窓口)

✓ 書類に問題が無ければ、通常1か月程度で、指定の口座へご入金

制度詳細については、市ホームページをご確認ください



公式サイト：『松山市出店奨励金』で検索！！

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/syoutennkaisyuttenn.html>

お問い合わせ先：089-948-6548

(松山市産業経済部 地域経済課)